

第8回農林水産本省入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成21年12月21日)

開催日及び場所		平成21年9月4日(月曜日)農林水産省共用第10会議室	
委員		沖本 美幸(公認会計士) 青柳 義朗(地方自治体監査委員)	
審議対象期間		平成21年4月1日～平成21年6月30日	
審議対象案件		498件 うち、1者応札案件136件 契約の相手方が公益社団法人等の案件42件	
抽出案件		20件 うち、1者応札案件20件 (抽出率4.0%) (抽出率100%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件15件 (抽出率75.0%)	
抽出案件内訳	物品・役務等	一般競争	13件 うち、1者応札案件13件 契約の相手方が公益社団法人等の案件11件
		指名競争	0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		随意契約(企画競争・公募)	6件 うち、1者応札案件 6件 契約の相手方が公益社団法人等の案件4件
		随意契約(その他)	1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	(特記事項)		
委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問	回答等
		(詳細に記述すること。) 別紙のとおり	(詳細に記述すること。) 別紙のとおり

<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p> <p>[ これらに対し部局長が講じた措置 ]</p>	<p>特になし</p>
--	-------------

事務局：大臣官房経理課会計監査室

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

## 委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
<p><b>競27 農林水産省行政情報システム等保守業務</b></p> <p>18年度から20年度まで、過去3年間、同じ業者が保守業務をしているのですが、契約内容について変化があるかどうか教えてください。</p> <p>それから、この基本的なシステム自体は、どちらの業者が作成したものなのか、教えてくださいいただけますか。</p> <p>基本的なことに戻ってしまいますが、複数年契約というのできるのでしょうか。ちょっと教えていただきたいです。</p> <p>あと予定価格の積算ですね。よろしくお願います。</p> <p>実際に、この入札公示の期間が、12月8日から2月14日までと、比較的長くとられているので、業者は、対応がしやすかったとは思いますが。ここに、解釈に不明瞭な点が見受けられたとお書きいただいているのですが、私としては、何がどういうふう不明瞭だったのかという問題点等を具体的に書いて、農水省さん全体で共有していただく必要があると思います。共</p>	<p>契約内容につきましてですが、その年、その年で、新たなシステム等が含まれておりましたり、電子申請システム等につきましては、ご利用が増えたり減ったりしておりますので、契約内容自体は変わってきております。</p> <p>こちらのシステムですけれども、開発業者と保守業者ということは分けております。開発は、開発業者がそれぞれ開発するのですけれども、その保守部分のみをこの保守業務として別途調達しているものであります。</p> <p>複数年契約につきましては、業務の内容、ボリュームが若干変わる可能性もありまして、その年度によりまして、予算が特定できない、確定できないこともございまして、そういった意味から、こちらの予算につきまして、単年度で要求をさせていただいているところです。</p> <p>予定価格の件ですが、101ページのところに予定価格計算書、下に手書きでページが振ってございますが、こちらの101ページのところに予定価格計算書をつけさせていただきました。これは、過去の実績もありますので、例えばこの保守管理者（正）が15人ですとか、この辺は過去の実績から算出しております。</p> <p>また、それぞれの単価につきましては、参考見積と市況と合わせて決定しているところです。</p>

することによって改善するのではないかと思います。

## 競72 健康診断業務（単価）

18年度以前の受注業者の状況を教えてください。

それから、2者、説明書を取りに見えているのですが、アンケートをとられたのかどうか教えてください。

この業種自体はたくさん業者があると思うのですが、一番競争が可能な、今まで見た中では、内容かなと思って見ているのですが、その点はどのようにお考えでしょうか。教えてください。

今、委員からも質問がありましたが、競争が可能な案件と思っています。、大企業もかなり民間に委託して、任意に対象者が日にちを決めて行っているわけですね。日赤さんとか、いろいろな病院があるかと思うのですが、それらは専門にやっているの、そういった業種がどうして入ってないのかが疑問です。この点はいかがですか。

ほかのところでも構わないわけですね。

今回、公示期間も2月4日から2月19日となっているのですが、これは必ず1年に1遍はやる話なので、もう少し、範囲を広げてやっていただければよろしいのではないかと思います。ご検討いただけますか。

## 競54 生鮮食料品流通情報調査におけるデータの収集、編集処理等業務

直接関係ないのですけれども、このデータというのは今後は収集されないということですか。

最初の質問でございますが、18年度につきましては、契約している業者が、財団法人日本がん知識普及協会というところでございます。

それから、2番目のご質問のアンケートにつきましてですけれども、今回、この説明会に参加したところ、それから受領業者、労働衛生協会ともう1者、先ほど申しあげました財団法人日本がん知識普及協会でございます。アンケートをお願いしたのですが、提出がございませんでした。

ただ、別の機会にアンケートを実施しておりまして、それから聴取した結果をもとに今回対応等々を検討したものでございます。

業者の関係でございますけれども、当初つかんでおりましたのが、全国労働衛生団体連合会、こちらに加盟している業者等をつかんでおりまして、そこを中心にいきたいというふうを考えておりました。

構いません。

調査につきましては、継続して行わせていただきます。ただ、今後につきましては、現在、バッチ処理で行われているデータの保存等の行為なのですが、そこはシステム更改を今年行い

アンケートが取れなかったのかもしれませんが、7者が説明書を入手しに来られて、業者さんの反応とかというのは得られたのでしょうか。

アンケートがないのでわからないのですけれども、先ほどのご説明で日曜日だったので応札がなかったと思われるというお答えがありました。こちらで推理をしても仕方がないと思います。きちんとアンケートを取るようして下さい。それから、これが今年でなくなるからいいという問題ではなくて、そういった体制をきちんとつくっていただかないと、直っていかないのではないかと思います。

また、後のほうの案件にもいろいろ出てくるかと思うのですけれども、統一したやり方を確立していただかないと、そのたびごとに違う記載になっていると困るので、その点も留意していただければと思います。

#### **競24 面積調査母集団整備における衛星画像購入（単価契約）**

アンケートの後につけていただいた、過去3年間の入札契約状況というのを拝見したのですが、平成19年度の応札者数が3者と一応書いてあるのですが、3者の競争入札だったということによろしいのでしょうか。

業者はいいですけど、とりあえず3者、このときは入ったと。競争が成り立ったということなのですが、20年度以降はそのとき応札に加わった業者は参加されなかったということですね。

多分、経験したところが強くなっていくパターンだと思うのですよね。ですから、先ほども最初のときに聞きましたけれども、こういうような特殊な契約の場合、複数年契約とかいう形

まして、来年度から新システムになります。そのためにデータのバックアップ等の業務につきましては、システムによるオートバッチを行いますので、この業務自体はなくなります。

この件につきましては、入札説明書を受領するときにアンケートをお願いしているところなのですけれども、残念ながらこちらのほうもアンケートの提出はございませんでした。

はい、3者です。

はい

複数年契約ということもあるかもしれないのですけれども、衛星画像を今技術的に進化している部分がありまして、必要最低限の仕様で発注しているところでありますが、どんどん新し

で検討してみるのも1つのアイデアかなというふうには思うのですが、例えば3年ごとに1回やってみて、その業者に、結果としてこの業者になってしまったという結果になっていますので、複数年契約というのでも検討していただきたいなと思います。

グーグルとかヤフーの地図とかいろいろありますよね。母集団はどれだけあるかという、何かサンプルをとるための基礎にするわけですね。そうするとグーグル等は全国カバーしていますね。民間の企業がこういったサービスを提供するということは可能なのでしょうか。

それは、そのようなことまで調査をされて、このようにされたというふうに理解していいわけですね。

ぜひそれも考えた上で、公告とか、業者呼び込みとかということをやっていただければなと思います。

#### **競102 平成21年度農林水産統計調査技術の蓄積・継承業務**

20年度の業者さんは、どちらで、今回は参加されなかったということですか。

い衛星が上がっていますので、新しい技術が出たときに、その新しいもので入ってこられる可能性もあるということで、毎年が発注という形でさせてもらっています。

それから、19年の入札結果を見ているのですが、そのときに先ほど先生がおっしゃられたとおりに、今回落札されているところが一番安く落札されているようですので、そういった部分で何か業者がノウハウを持ったのかなというところも考えているところです。

グーグルの画像とか、IKONOSの映像とか、民間で撮影された画像も利用されていると聞いているのですが、実際にそういった画像を販売しているところ等にも話を聞いていますし、こちらのほうにも、うちのほうでこういう事業をやっているの、機会があったらという話はしています。ただ、そちらのほうは、聞くと新規で撮影となると、相当値が張ると聞いています。アーカイブになると、全国の写真が必要になってくるので、そういった部分でやはり市街地などの、商用として必要な部分のアーカイブしかないということで、少々うちの調査としては足りないの、全国カバーできるもので、グーグルとかに載っている山間部とかの写真については、大分古いらしいので、母集団情報は随時新しくしていかなければいけないという点では、やはり何年も前の写真というところと少々調査に支障を来してしまうと思います。

はい。いろいろ情報収集をしながらやっていて、今後の衛星の性能とかの発展を私どもも期待しているところです。

結果的に、20年度に落札した事業者が21年度も落札したという結果になっています。

タイトルが違うということですかね。

予定価格の計算書を拝見しますと、単にビデオをつくっているという内容ですよね。この業者はものすごくたくさんあると思うんですよ。中小業者を含めても。かなりレベルが高くて、中小といえども、やはり公告の内容だとか、いろいろな仕様の内容だとか、工夫されれば、かなりの競争が可能になるかなというふうに思います。

入札公示の期間が、3月9日から3月19日の10日間で、この期間にホームページを見ながら探すというのは非常に難しいのではないのでしょうか。それから、もう1つは、お答えの中で、情報提供をします等のお答えが多いのですが、具体的にこの案件だったら、どういう情報を提供したらいいのかということまでお考えいただいておかないと、次回に生きてこないと思います。

情報提供をもっとしなくてはいけないと思います。この場合だったら、どういった情報提供をしたら、業者がもっと参加しやすくなるのかと。この抽出案件概要をつくるためというよりは、次回に結びつけるためには、この案件だったらどういう情報があれば業者が応札しやすいのかというように相手方の気持ちになって、つくっていただかないと、何度やっても同じ形になるのではないかと思います。

#### **競96 遺伝子組換え農作物実態調査に係る分析業務**

入札に参加されなかった3者は結果的にはこの業務を受注できるような業者ではなかったというふうにご説明から理解してよろしいですね。そうすると、この一次、二次の検査ということで、よくわかりませんが、それが実施可能な業者について、想定されていらっしゃるのでしょうか。

そうです。

これは、いろいろ法律の中で、実際の検査、分析を行っているようなところがございしますので、例えばその条件としてつけさせていただいております食品衛生法の関係の条件。食品衛生法第33条第1項の規定により、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関という条件をつけさせていただいたのですけれども、こういったところは実際平成21年5月12日現在では95機関。それから、ISO9001つまり、品質マネジメント規格の認証を取得しているところなのですが、こういったところは日本で、これは食

この証明書というのは、法律に則ったということですか。ISOの認定を受けているとか、証明書の意味というのは、どういったことなのでしょう。

先ほどの話にありましたように、かなりの業者があるので、これは周知の徹底の仕方次第かなと思います。また入札公示をするだけではなくて、積極的にこちらから打って出るというようなこともしていただかないと、この期間では、とてもとても、見落としということがあると思うので、そのような点から直していかないと、うまくいかないのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

#### **随45 公共調達検索ポータルサイト運用業務**

この業務は前年度から継続したような内容の事業なのですか。

初めのときでないと競争は成り立たないのですよね。今、前提条件、協議を実施によって可能かどうかという前提条件が置かれていますよね。ですから、仕事の最初の段階であれば、いろいろな業者が申し込むことは可能だと思うのですよね。一般的に、いろいろな事例を見ていると。ですから、逆に言えば、こういう状況になってしまったら、随意契約という形でやむを得ない状況になっているのではなからうかと思えます。あとは金額が妥当かどうかという問題も出てくるとは思いますけれども。そんな印象を受けました。

品というところだけで、限定する資料が確認できなかったのですけれども、日本全体で7万3,000件受けているということで、そういった意味で、検査分析をしているところは非常に多くございますので、こういったところに幅広く周知していくというところが足りなかったのではないかとということで、今後、この関係を特に確認しまして、進めていきたいというように思っております。

それぞれ法律の規定なりISOの国際基準ということで、それを受ける際に申請して、それぞれの企業に対して承認したという書類が戻ってきますので、その写しの提出をいただいております。ですから改めて資料を作成するということは要求しておりません。

20年から始まっています。

まず、抽出案件概要の書き方ですけれども、公示期間とか、重要な点を一番上に書いておいていただくと、非常にわかりやすいと思います。

それから、今の説明でありました日本建設情報総合センターと事前に協議しろというのは今回の企画競争では案件ではなかったわけですね。ということは、非常に易しかったわけですね。それが来年度からこれをつけるということになると、またこれは厳しくなる。ということですか。

必要な条件をあらかじめしっかりと考えてやらないと、二度手間になったりしますので、その点は十分考えて、何が必要なのかということとを事前に決めていただければなと思います。

ポータルサイトを運営する企業は、たくさんあるのではないかと思います。事前協議しなければいけないものなのではないでしょうか。

安心だということですよ。本当は、そういう能力がないところが応募してきてはいけないのでしょうか。わかりました。

### 競139 平成21年度登録調査員等講習会委託事業

アンケートをとられて、講師派遣が問題だという形で、分析も済まされて、これが解決されないと、業者さんとしては、応札できないわけですから、それについて農林水産省としてどのような対応ができるかということまで考えてみていただきたいと思います。

落札率が99.9%というのは、入札参加した人の平均値をとって計算しているためにどうしてもこうなるのだという説明を毎回受けているので、今回の委員会では、あえて質問はしていません。しかし、本当に予定価格が正しいのかが疑問です。入札参加者の数が少なかったら少ない参加者の価格を平均すると、どうしても99%とか100%になってくるので、本当の妥

すみません。説明が不十分でございました。今回の公募の段階では明記しておりませんが、複数者が手を挙げられましたので企画競争に移行したときにはこの条件を明記しておりました。翌年度はもう公募の段階からあらかじめすべて必要な条件を提示しようと考えています。

まず、技術的に例えばB社さんが手を挙げられたとしても、そのB社さんの技術で実際にB社さんはできると思っけていても、現に運用をやっている業者さんときちんとデータをやり取りできるかどうか。というものは、双方に確認していただかないと、証明しようがございませんので、そうなる両者が技術的に可能だということとを業者間の合意を得た何らかの書類がいただければ確認できると。

はい。

はい。

当な数字というのは幾らなのかなというのがなかなかわかりません。価格の妥当性を見極めというのは何度もされているので、かなりノウハウがあると思うので、十分注意していただきたい。何故このようなことを申しあげるかという、この落札率を見るだけでももうおかしいねと一般の人は思うからです。この点は注意していただきたい。

それから、あとは公示期間等の記載がこの中に入っていると非常にわかりやすいのですが、その記載がない。それから、非常にこれは難しい案件だとおっしゃっていますけれども、確かにそうでしょう。しかし、すべての資料は、農水省さんで提供して行うという話なので、先ほどのビデオの話とかもあって、どこどこが難しいんだということがわかれば、そこだけ講師の方に教えてあげれば、講師には、かなり優秀な方がいらっしゃると思いますので、できない話じゃないと思うんですね。

何が問題で、何が難しいのかというところを見極めて、その見極めた難しいところをどういうふうにすれば、一般の企業でもできるかというところまで落としていかないと、アウトソーシングはできないのではないのでしょうか。

それから、ほとんど実費に近いなと思っているのですが、1つ気になったのは、講師の派遣料の見積書があるのですが、講習会担当者190人×2回となっていますけれども、この単価が6,000円となっているのは、1人当たり6,000円という意味ですか。講習会担当者190人、となっていますが、これは、講師の方が190人ということですか。

そういうことですか。わかりました。

今申し上げたように、もしそこのところが非常に困難であるということであれば、その困難な部分をどういうふうにしたら、しっかりと伝えられるのかというところを考えない限り、堂々巡りになると感じます。

#### **競140 平成21年度牛肉トレーサビリティ業務委託事業（DNA鑑定照合用サンプル採取）**

この案件は、昨年の入札監視委員会でも抽出

私どもとしては、特に想定するということは

した案件だそうですねけれども、過去3年間の入札契約状況をつけていただいて、同じ業者だということ、19年度から21年度までやっていらっしゃる。全くそれについて工夫というか、そういったものが見られていないようなご説明のような気がしました。

それでほかにこの業務を委託し得る業者、それができそうな業者というのは、どちらか何者が想定されていらっしゃるのでしょうか。

公示期間とか、そういったところをしっかりと1枚目の紙に書いておいていただきたいということです。

それから、今の説明で少しわからなかったところなのですが、と殺場から保管事業者にサンプルが全部流れているのですよね。それで、ここの中に書いてある、直接採取可能な照合用サンプルが過半数であることという、少しよくわからないのは、と殺したときのサンプルというのは、保管業者に全部あるわけですから、そういった意味では、そこにあるということは事実なので、事実ですよね、保管場に全部あるわけですね。

ということは、過半数を採取するという業者なんかはないはずですね。というのは、と畜場から全部そこにデータが、サンプルが流れていくわけでしょう。

と殺する人が持っていけないのですか。

そうすると、日本食肉格付協会というのは、それはできるわけですね。よくわからないのは、例えば、と畜するとき、そのデータをと畜した方がどこかに保管事業者を持っていくということではないのですか。

そういう形をとれば、できる話ではないのでしょうかね。

ございませんけれども、やはりこの事業につきまして、まだ法律制定が、まだ新しい法律でございますので、この事業の浸透ということは今後とも図るという意味で、公告期間をもう少し伸ばしてできるだけ皆さんに知っていただいて、応札できるような仕組みにしていきたいというふうに思っております。

はい。

ここで言う過半数というのは、牛のと畜、と畜と言いますが、そこから肉片を採取する行為です。それを必ず事業者が過半数以上行わなければならないことになっています。

この事業実施主体が必ず過半数の肉片を採取して、それを照合用サンプルとして保管場所の事業所に送ることになっています。

はい。

はい。基本的には、と畜する方はそういうのを業務としていませんので、そこのご協力を得るということが難しいです。それから、と畜場によっては、稀にしか牛が入らない場合もございますので、それも考慮しますと、やはりどこかの、全国的な組織が一律こういうような採取

申しわけないのですが、よくわかりません。日本食肉格付協会の方がと畜場に行って、自分でサンプルを持って行ってやっているわけですか。

そこには必ず格付協会の方がいらっしゃるわけですね。

そういう形になっているのですか。

手間ですね。それも。

そこには何か改善の余地があれば、また変わってくるのではないかと思うのです。従来の流れを、業務プロセスを直すことによって、いろいろな可能性が出てくるのではないかというふうに思うのですが、説明を聞いているだけからだと、非常に非効率なやり方をしているなと思います。この業者しかそういったことはできないという形になってしまったいのですね。

**競144 平成21年度生産資材安全確保調査・試験事業委託費農薬的資材安全性評価情報整備事業（農薬の急性参照用量（ARfD）に関する残留性試験**

過去3年間の入札契約状況をつけていただいて、平成20年度が2者の応札者があった。もう1者の方はどんな業者で、今回はなぜ入札されなかったか。

をしていくということが適当と考えておりません。

サンプルを取って、それを郵送して送ります。

はい。

はい。

そうですね。

私どもがそういうふうには排除しているわけではないのですけれども、と畜場という特殊な施設ですので、外部の方がみだりに入るということは難しいと思っております。

アンケート調査をつけておりますけれども、こちらが前回20年度に応札した業者、分析機関なのですけれども、こちらによるアンケート調査の回答でございます。

22ページをご覧くださいますと、今回入札に参加されなかった理由がここから見てとれるのですけれども、この業者は分析機関ということで、農薬散布を行う機関が入札に参加し、我々はその分析業務を行うというような仕組みのほうが参加しやすいのではないかと。やはり少し分析機関だけでは農薬のサンプルというような知見がないために、単独で参加するのは少し難しいということで、今年度は応札しないと判断されたようです。

その1者はそうだったのでしょけれども、競争が成り立つというのは、2者でやっていただければいいという話ではなくて、多数の業者に加わっていただくのが一番望ましいわけですから、ほかには受注可能な業者が何者もたくさんありますよというような状況なのでしょう。

ここのページにも、公示期間等を皆さん統一して入れていただくと助かります。

それから、今お話がありましたように確かに難しいでしょう。難しいのであれば、認証機関、G L Pをつくるのを待つまでに、どういうふうによればよいか、一般の優秀な会社があるはずですから、そこが参画できるのかということをお考えいただかないと、これは難しいのだという常にそれだけで通ってしまう。そうではなくて、難しいのだから、どういうふうな工夫をすれば、一般の業者も入ってこられるのか。

特に、今回は、アンケートの中でも1つの提案みたいなものがあるわけですから、そういうどうすればできるのだということをお考えいただかないと、これは難しいと言われてもなかなか一般の国民は納得できないのではないかと思います。

#### **随48 平成21年度日本食・日本食材等海外発信委託事業（「WASHOKU-Try Japan s Good Food」事業及び品目別等広報活動**

質問というか印象ですけれども、アンケートを取られて、一応分析をかなり綿密にされていまして、有益なアンケート結果だったかなというような印象を受けました。ぜひ、分析された内容を予算が獲得できなければ新たなこういった契約もできないのでしょけれども、ぜひ生かしていただきたいと。期間だけではなくて、いろいろなことが書いてありますので、他の業

現状では落札した財団法人と昨年度応募のあったところぐらいなのですけれども、ただいま、国の認定制度でGood Laboratory Practice、略してG L P と言いまして、毒性試験や残留試験を適正に実施できることを認定する仕組みがございます。信頼できる分析機関、試験研究機関であるということを確認する制度で、これはまさに民間の試験研究機関、分析機関に取得していただくようにその普及に努めているところでございまして、このG L Pの適合を受けたところが増えてきますと、今後は1者応札だけではなくて、民間のG L P機関も入札に加わっていただけるものと思っております。

者が受注可能なようなことを検討をしていただきたいなというふうに思います。

今のアンケートの件ですが、自由記載がほとんどありません。なるべく書いていただいて、忌憚のない意見をいただければなと思います。

それから、公示期間が短いと、恐らくジェイコムさんは知見があるので見ているのでしょうかけれども、他の企業は見落としている可能性もあります。何か工夫としては、今おっしゃったように、もし公示期間が長ければ、自分の知見がなければ、どこかとコンソーシアムを組んでくださいとか、そういったことを言いながら発信することも可能かと思えます。そのような工夫をしていかないと、せっかくやっている一般競争入札がなかなか浸透していかない。1者だけに任せていると新たな発想が出てこないのではないかという気がいたします。

興味があるのですが、この報告の結果は、どういうふうに生かされているのですか。

実際にはそういった引合いなどあるのですか。

#### **随67 平成21年度海外日本食優良店調査・支援委託事業**

質問というより印象なのですが、このNPO法人自体が、先ほどご説明いただきましたように、日本食レストラン推奨計画から作り出された法人であるということですね。そこが受注できるような仕組みだったのかなという印象を受けましたことと、先ほどから委員長が言っていましたように、公告等の期間、明記していただいたかったなという気がします。

先ほど、アンケートが集まってないとおっしゃったのですが、随分時間がたっています。公示の応募要領配布期間は3月31日までです。それからもう9月なので、随分時間がたっているなということですが、アンケートがまだ集まっていないということですか。

それから、やはりレストラン、私も海外に6

基本的には、ホームページ、それからご提供いただいた方々には全部フィードバックしています。実際に実施した大使館もその後のフォローアップということで、トライ事業のフォローアップチームというのをつくっていただきまして、例えば商品の引合いとかが来たら、その産地とかメーカーの方に情報が行くように、そういったところまで今考えているところでございます。

実際に商談までつながったのではないのですけれども、引合いは数多く来ております。

わかりました。

申しわけございません。

日本食レストランばかりじゃなくて、そうい

年いたので、日本レストランに随分行きましたけれども、こういうことをやることによって、日本の輸出が本当に増えるのかなというのが非常に個人的な意見ですけども、難しいのかなと思いますね。

もう一つ、ほかの案件ではどんな企画書が出たかというのが添付されているケースがあります。この委員会の趣旨ではありませんが、その結果がどういうふうにかかされているのかというのは、今後問われると思います。

どのような企画が出たのかなというのはちょっと興味があるところです。

25年に2兆円でしたね。

#### **競148 平成21年度草地開発整備事業計画設計基準改訂調査委託事業**

この事業は何年間の事業ですか。

21年度とうたっていますけれども、この草地開発整備事業計画の設計基準改訂ということに関しては、過去の契約相手方に18年度から同じ業者がというふうにかかっていますけれども、継続した同じような内容の事業なのですか。

今年から3カ年。

う洋食の食材を利用した現地のレストランでも構わないと思っているのですが、今まではどちらかと言いますと、普及啓発活動が正直言って中心だったと思います。これで事業が3年目を経過しまして、外食事業者をターゲットとした日本産食材の輸出促進を進めていきたいと思っています。なぜかと言いますと、やはり大口は小売業とかレストランとか、そういったところが大口だと思います。

食品製造業もあるかと思いますが、そうした大口のところをターゲットに絞りまして、まだまだ輸出したいということが国内にもあると思いますし、そしてまた海外の実需者を結び、より実践的な事業に今後は変えていきたいというふうに思っております。

先ほど国際部から説明がありましたが、政策目標として農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とするということで、そのうちの何割かレストランへの輸出かと思いますが、なかなかそういう細かい点まで把握できないところで事業をやっているものですが、しかし、国際部でつくっている重点品目もございいます。それはまさにレストランへの事業につながってくると思っておりますので、勉強しつつやっていきたいと思っております。

1兆円です。

今年からやっております。

今年契約しているものと去年のものとは内容が異なります。去年、一昨年は、事業効果で契約を行っております。今年は、全体の設定基準の見直しということで今年から3カ年計画でございいます。

同じ設計基準でございいますが、内容が異なっているということです。ちなみに、総合評価を行いましたけれども、去年は2者応札でございました。今年は、3月ということで1者になっ

まず、しっかりと公告期間を1枚目に書いて  
いただきたいということと、ヒアリングの結果  
が文章として残してほしいということです。ア  
ンケートか何かをとられたわけですね。

電話で聞かれたわけですか。

そのメモか何か残しておいていただければと  
思います。それから、この事業は年度末にやら  
ないといけない事業ですか。

先ほどの年度末で応札できなかったという話  
もありました。もし、この案件が年度末にやら  
なくていいとかということであれば、いろいろ  
工夫して、応札をしやすいようにしていただき  
たいなと思います。

それから、落札率が100%になっていますが、  
これは前から申し上げているように応札者が  
出てきたものを予定価格にしているから仕方が  
ないのですけれども、何とかならないかなとい  
う気はします。

積算するのは非常に難しいとは思いますが  
けれども、言い値ですね、言ってみれば向こう  
の。参考価格がそのまま予定価格になっている  
から、一致してしまうので、やむを得ないと思  
うのですけれども、その点も何か工夫の余地は  
ないですか。そうでないと、1者しかいなかっ  
たら、参考価格であっても、それが予定価格に  
なってしまうというのはわかりにくいですよ  
ね、一般的に見ると。その点、何か工夫がで  
きるような、しょうがないものは仕方ないので、  
やむを得ないのですが、何かその点の工夫がな  
いといつも落札率100パーセントだと言われて  
しまうと、誤解を招きます。工夫がいるかなと  
いう気はいたします。

#### 競145 平成21年度環境保全機能を活用した 草地整備手法確立調査委託事業

複数年契約というのは可能なものなものでし  
ょうかね。例えば、機械整備というのは、5年間

たということですか。

はい。去年、応札した者に。

そうです。書面ではありません。

いや、そんなことはありません。なるべく今  
年早めに契約したいということで、昨年度から  
公告を行って、年度初めに契約を行いました。

この調査では、少々難しいところがあります。  
一定のルールをしてやるとか、そういう基準が  
省内で統一されればそれに従いたいと思いま  
す。

今年も先ほどの設計基準を3カ年で設計して  
いまして、実はそういった検討も多少行ったの

ぐらい機械を備えなければいけないので、5年ぐらいの契約期間がないと請求するコスト負担に耐えられないということで、長期的な契約でないとなかなか新規の業者が入り込むことができないですね。

要するに、金額をまとめるとか、ボリュームをまとめると他の業者が入りやすいという話を聞いたことがあるのですね。例えば地域を増やすとか、この契約は違うでしょうけれども、地域を増やして、契約金額を増やすとか、あるいは複数年にして金額を3年間なり5年間で回収ができるような仕組みになる、というと、新規業者が入りやすいという話を聞いたことがあって、少々この業態的に言うと違うのかもしれませんが、参考にしていただきたいなと思います。

これは、受けられているところが、再就職役員が5人もいらっしゃるところで、これ以外にはできないということでしょうか。

なるべく工夫していただいて、一般の方々でも入れるような、工夫を考えていただきたい。そうしないと、この入札等監視委員会の議論も、いつも同じになってしまいます。せっかく委員会をやっているのだから、これはどういうふうにすれば民間が入ってこやすいのかなという見方をしていただかないと、前に進んで行かないのではないかと思います。その結果、どうしても駄目だというのであれば、仕方がありませんね。

#### **競158 平成21年度気候変動に伴う農地に関する影響評価調査委託事業**

質問というか印象ですけれども、アンケートにはいろいろな業者を書いていただいて、分析されて、ある程度状況がわかって、よかったと思うのですが、それぞれのところでその他というところで、括られているところ、特に(6)の当該契約について改善すべき点のところでは、3業者のところ、その他になっています

ですけれども、少々事業費を削いでまして、検討途中半ばということになっております。ちなみにこちらのほうは最終年だったものですから、検討できませんでした。

内容が少々専門技術的なところがあるようでございまして、去年応札した者に聞いたところ、3月だったということも1つあるのですけれども、あとは非常に技術的な草地整備という技術の中で、なかなか特に最終年だったので、ということでした。

来年度になりますが、予算が決まりましたら、入札、公告期間を長くして、また公募の締切りまでひと月ぐらいを目途にとりまして、十分な環境を整備して入札をやっていきたいと考えています。

はい、わかりました。

が、具体的にその他の内容、どのように改善すべきかになると、ある程度、書いておいていただきたいなど。

どんなことを業者の方が言っているのかということを知りたいものですから。というのをお願いしたいなと思います。

これは気候変動に伴う農地に関するということですから、気候と農地は両方ともあるかと思えます。それで、気象協会さんは、知見は、その農地についてはあったのでしょうか。

そうですね。ちょっと奇異に感じるのは、気象協会さんがその辺までどうして知っているのかなという話と、気象協会さんが知っているのであれば、ほかのところも当然知る立場にあるのではないかということです。どういうきっかけで気象協会さんが農地のところの知見まで持っていたのだろうかなど。

逆に言うと、気象協会さんがもしお持ちであれば、ほかのところも持つ可能性があるのではないのかなということです。

ですから、調べていただけるとすれば、気象協会さんが総合評価で選ばれたときに、どういうふうにする農地の知見を獲得されたのですかというふうに聞いていただくと、ほかのところの参考にもなるのかなと思います。

企業秘密だと言われてしまうと難しいかもしれませんが、気象協会さんと直接結びつくような知見ではないですので、ほかのところでもできるのかなと思いました。

改善するとすれば、知見がないというところはどのように改善できるだろうと思います。

気象のところについては、今はもう気象予報士もたくさんいますし、ウェザーの専門会社もあります。それらの企業は、どこが気象協会さんと違っているのか。それらの企業ではなくて、気象協会さんだけができてしまったのだろうかということが非常に気になります。

#### 随113 平成21年度温室効果ガス環境影響評価検討委託事業

こちらもう印象だけ、質問というより印象

仕様書等から提案書を出していただいた中では、その辺の技術はあると確認しております。

わかりました。

だけ述べさせていただきます。

アンケート調査、3者の方から入手されて、分析ができたということで、今までの契約、入札を改善する手掛かりを得られたなという印象を受けました。ぜひ改善していただいて、競争が進むような形で入札を行っていただきたいと思います。

#### **随110 平成21年度革新的農業技術習得支援事業（研修実施）**

あまり大きな金額ではないのですけれども、金額基準で随意契約ができるのかという定めは特にはないのですか。

それを超えている。

これは、最後にあった有機農法等、民間等で開発された先導的な技術にかかわる案件ですね。微生物応用技術研究所というのは、どのようにして民間が開発したものを認識しているのでしょうか。

そうすると。

独自の技術ですか。そうするとこれは、ほかにはないのかもしれませんが。

なるほど。有機もいろいろあるということは、微生物応用技術研究所が開発したものの以外の有機もあるわけですね。

今回は、ここが開発したもののですね。

#### **競162 平成21年度放射能調査研究委託事業**

この独立行政法人の農業環境技術研究所、この3つともとも知見があったのですか。

契約に係る予定価格が少額の場合等には随意契約が可能です。契約の種類により随意契約が可能な予定価格の額は異なり、例えば役務契約においては、予定価格が100万円を超えない場合に随意契約ができます。

この案件の場合は、いま申し上げました少額による随意契約ではなく、企画競争を行って選定された相手方と随意契約を行っているものです。

ここの研究所で開発しました技術を普及指導員に対して研修しているところです。

独自の技術です。

ええ、そうですね。有機農法もいろいろあるようです。

その団体によって技術が違うようです。

はい、そうです。

家畜の部分は、畜産草地研究所のほうにお願いをしている部分がございます。

家畜のほうというのは、図では1のほうですね。

これは他のところに頼んでいるわけですね。

再委託しているわけですね。そうすると、彼らができるのは、この2番目と、先ほどもう1つ、ミサイルが飛んできたときの3番目の、この2つは彼らができるわけですね。

そうすると、2つの企業でなっているということですね。

これを単独でできる企業というのはないかもしれないが、これを2つに分けたり、3つに分けたり、コンソーシアムを組んでやっていただくということになればできるところはあるのでしょうか。

変わらないような気はするかもしれませんが、実際に本当にそうかどうかというのは、やってみないとまたわからないところがありますので検討の価値はあります。

そういった工夫もやっていただかないと、ここが全部できるような感覚で聞いていたのですが、この研究所も自分の得手、不得手というのがあるので、組み合わせるというのがありますね。今後も先ほどおっしゃったように、また新たな技術とか何かが出てくる可能性があるので、そこを注目して、なるべく入札が増えるようにしていただければと思います。

#### **随147 平成21年度新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業における研究課題の進行管理等に係る業務委託事業**

質問というか印象で、いろいろアンケート調査を参考にしながら、いろいろ工夫していただくということで、今後とも入札の改善をやっていただきたいと思います。

そうです。

そうです。

その1番目、2番目も3番目も家畜でもやっておりますので、2本やっているという形になります。

はい、そういうことです。

結局、プレーヤーは多分変わらないという気はいたしますけれども。

はい、課題ごとに審査いたしまして、評価委員のほうから、この課題についてはどれくらいの、課題提案者からこれくらいでやりたいというのがあるのですが、中身を見て、これくらいが適当であるという答申と言いますか、査定を受けまして、それを研究者のほうに配分するというをしております。

この8,700万というのは、ここの農林水産技術情報協会への手数料ですね。去年もやったような気がするのですが、全体の研究費があって、その配分などもやるのですよね。

そうすると農林水産技術情報協会というのがかなりそういった知見を持ってないといけないのですが、当然ここはそういったものをお持ちですか。

1者で全部できるわけですか。

そうすると、ほかのところには、農林水産技術情報協会と同じようにやるためにはどういったノウハウがあるかというのも当然、競争入札するときには開示してあげるわけですね。

恐らく農林水産技術情報協会が最初なさったときは試行錯誤しながらされたのだと思うので、先行者利得はあるのですが、そういった工夫をやることによって、競争性を高めていくというのは、考えていらっしゃるということですね。

**随322 外国雑誌「AgBiotech Reporter」ほか84点**

これは、雑誌代ですよね。

例えば、我々が至近な例で話すと、我々が購

そうですね。

今のところは、先ほどご説明しました一番最後でございますが、基本的に1者でやれるようなノウハウ、知見はっております。

はい。もし、仮に新しいところにしていただくということであれば、委託契約でございますので、その情報協会が持っている長年蓄積したものは、国の財産としてご提供することはできますので、そういった中でスタートをしていただくということは可能なのですが、先ほど申しましたように、なかなか課題数が多ございまして、こういった民間の3者の方々も、こういったことはやったことがあるのだけど、こんな大きい課題数はやったことがないとおっしゃっているのですね。

少しずつ慣れていただく、というのは失礼なのですが、やっていただく分は、工夫しながらやっていきたいという希望はっております。

はい。

はい。

含まれていると思います。それでなければ、

入るときに定期購読するために幾らという定価が決まっていますよね。この724万2,007円というのは、雑誌の購入価格プラス書店の手数料が含まれているのでしょうか。

雑誌であれば一物一価のような気がします。

例えば、この雑誌は幾らと決まっていますよね、普通は。それプラス手数料なので、結局は手数料の差額、比較になってくるのでしょうか。

あるいは為替レートが違うから変わるとか。

これは、農水省さんで申し込むことが難しいから頼んでいるということですか。

対応ができる会社も少ないかもしれませんね。

随意契約というよりは、その中の価格で競争するということの一般競争でもできないのでしょうか。

各者で金額が違うということはないと思います。

そうです。業者さんに定価証明も出しているのですが、それに基づいて手数料を上乗せして、その当時のレートで予定価格を立てているのですが、そのレートのトレンドとかそういうものを業者さんのほうは検討した上で、見積金額を出しています。

決して赤字になるわけにもいかないでしょうから、あとは輸入コストも上乗せした上で、見積価格を出しています。

そうですね。専門業者になりますので、アメリカのみならずロシア、中国、EU諸国、すべてありますので、少し対応が難しいということです。

そうですね。20年度は9者に見積をお願いしております。昨年と結果は全然変わってきております。

それで先ほど説明させていただいた予算の裏付け云々というところがあったのですが、あくまでも誘引ですので、今年度からこの9月に公募を行いまして、11月上旬に入札設定というスケジュールで考えております。